

要望意見のうち「B」とされたものを踏まえて
担当省庁から提出された計画案文
(重点課題・府省庁別)

※ 関わりの深い重点課題に記載しており、再掲はしていない。

第1 損害回復・経済的支援等への取組

I 内閣府（犯被）

- 1 内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に記載する。【要望番号56、57】
- 2 犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において、居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、内閣府において、地方公共団体に対して啓発・情報提供を行う。【57、63、269】

II 警察庁

- 3 損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。【23、184、189、254】
- 4 警察庁において、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善、関係職員への同制度の周知徹底、犯罪被害者等への同制度の教示等に関して都道府県警察を指導するとともに、早期の犯罪被害者等給付金の支給に努める。【33、34、35、42】
- 5 「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」において取りまとめられた「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」を踏まえ、警察庁において、各都道府県警察に対し、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導する。また、同報告書を踏まえ、警察庁及び都道府県警察において、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図るとともに、同制度の周知に努める。【51、52】
- 6 警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の経費費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。【51】
- 7 犯罪被害給付制度とは別に、各都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費を措置する制度を積極的に推進する。【61】
- 8 警察庁において、自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊されるなど、居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を都道府県警察に補助するほか、これらの施策が犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう、都道府県警察を指導する。【63、71、72】

III 法務省

- 9 法務省において、受刑中の者が作業報奨金を犯罪被害者等に対する損害賠償に充

当することを可能とする制度を十分に運用するため、引き続き受刑者に対する制度の周知に努める。【23】

IV 厚生労働省

- 10 母子家庭の母等及び父子家庭の父に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。【73】
- 11 被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、アンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレットや厚生労働省ホームページ等により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況などについて周知・啓発を図る。【76】

V 国土交通省

- 12 国土交通省において、地方公共団体が犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等について、地域の実情等を踏まえ、その推進を図るための取組を実施する。【57、63】

VI 金融庁

- 13 金融庁において、被害者に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるように、「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成17年8月12日策定）等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢について検証し、保険会社側に問題があると認められる業務・運営については、適切な対応を行う。

なお、平成26年6月4日、監督指針の改正を行い、反社会的勢力への対応について、被害者救済の観点を含め個々の取引状況を考慮するよう求めている。【32】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

I 内閣府（犯被を除く）

- 14 内閣府において、二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うための相談員の質の向上・維持のための研修を実施する。【147、306】
- 15 内閣府において、相談員等が性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な行動をとることができるよう、研修を実施する。【152】

II 警察庁

- 16 警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、臨床心理士資格等を有する部内カウンセラーの活用や、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度の運用が効果的なものになるよう、都道府県警察を指導する。【52、148】
- 17 警察において、被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進する。【114、117、136、189】
- 18 法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、一層円滑な連携を図る。【119、135、136、137、189】
- 19 警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。【119、135、136、137、189】
- 20 警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進する。また、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、被害者等の個人情報に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努める。【111、119、134、135、136、137、189】
- 21 暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講じるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。【135】
- 22 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【129、130、131、132、133】
- 23 警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力の被害者、人身取引の被害

者、児童虐待の被害者等の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携について、現状に対する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層充実させる。

【135、136、137、189】

- 24 警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、児童虐待防止ネットワークの活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。【135、136、137、189】
- 25 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。【52、111、147、148、149、150、151、152、153、154、161、306】
- 26 警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。【136、147、151、161、189】
- 27 都道府県警察の被害児童支援担当者等を対象とした研修を開催し、被害児童支援の知識及び被害児童の心情に配慮した聴取技能の向上を図る。【161】
- 28 警察において、被害者専用の事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るほか、これらの施設等の改善に努める。【147、151、163】

Ⅲ 法務省

- 29 法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、引き続き円滑かつ適正な運用に努める。【137】
- 30 法務省において、「被害者等通知制度」に基づき、犯罪被害者等の希望に応じた、判決確定後の加害者に関する処遇状況や保護処分決定後の加害者に関する処遇状況等の情報提供について、引き続き円滑かつ適正な運用に努める。また、当該運用に当たっては、引き続き、再被害防止措置を講じる警察等の関係機関とも連携・調整を図り、その円滑かつ適正な運用に努める。【119、189】
- 31 法務省において、「被害者等通知制度」に基づき、犯罪被害者等の希望に応じた、判決確定後の加害者に関する処遇状況や保護処分決定後の加害者に関する処遇状況等の情報提供について、引き続き円滑かつ適正な運用に努める。また、保護観察所においては、保護観察の開始に関する事項を通知する際、心情等伝達制度を含む更生保護における犯罪被害者等施策に関するリーフレット等を添付するなどして、通

知制度を利用している犯罪被害者等に同制度の周知を図り、問合せに応じて説明を行うことについて、引き続き適正な運用に努める。【123】

- 32 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度、性犯罪の被害者等に関し公開の法廷では氏名、住所その他被害者が特定されることとなる事項を明らかにしない制度について、周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させる。更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等を含む個人情報を適切に管理するよう周知徹底を図る。【111、129、130、131、132、147】
- 33 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度、性犯罪の被害者等に関し公開の法廷では氏名、住所その他被害者が特定されることとなる事項を明らかにしない制度について、周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させ、また、証人への付添い、遮へい等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。【127】
- 34 日本司法支援センターにおいて、常勤弁護士を含む職員に対し、被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう指導を行う。【111】
- 35 法務省において、犯罪被害者等の心情等を理解させるための「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら充実に努めるほか、ゲストスピーカーによる講演やパネル展示について、引き続き少年院で定期的を実施する。また、刑事施設職員を対象とした改善指導に関する研修において、民間団体の協力を得て実施する「犯罪被害者等の視点を取り入れた教育」の意義等について講義を実施するなど、同教育に関する研修の充実に引き続き努める。【143】
- 36 法務省において、犯罪被害者等の心情等を理解させるための「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら充実に引き続き努める。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料について、同資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するように努める。保護処分の執行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、適切に記載するよう努める。【144】
- 37 法務省において、標準プログラムにおいてゲストスピーカーによる講話を位置付けるなどして、受講者に遺族等の心情等を認識させることを目的の一つとして刑事施設において実施している「犯罪被害者等の視点を取り入れた教育」について、引き続き同教育の適正な実施に努める。また、保護観察所において、犯罪被害者等の申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する心情等伝達制度を実施しているところ、引き続き、同制度を活用し、当該対象者に被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底していく。【197】
- 38 法務省において、仮釈放に際し、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な

特別遵守事項の適切な設定に引き続き努めるとともに、性犯罪事犯者、ストーカ―事犯者等の保護観察対象者に対して、事案に応じ、被害者への接触を禁止するなどの特別遵守事項を設定し、それらを守るよう指導監督することにより、更なる再被害防止が図られるよう、引き続き適切な処遇に努める。【137】

39 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。

【153、154】

40 法務省において、検察庁に配置されている被害者支援員に対する研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。【156】

41 法務省において、検察官等に対する研修の中で、犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施する。【150、152、155、158】

42 法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。【161】

43 法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件をテーマとした科目の内容について一層の充実を図る。【157】

44 法務省において、被害者からの事情聴取に当たり、可能な限り、そのプライバシー、名誉、心身の状況、社会的立場等に十分配慮するよう、検察官等の意識を向上させる。【164】

45 法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁では、建て替え時に被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、専用待合室の設置について検討する。【163】

IV 文部科学省

46 文部科学省において、医学部関係者が参加する各種会議での要請や「医学教育モデル・コア・カリキュラム」等を通じて、医学部においてPTSD等の精神的被害に関する知識・技能及び犯罪被害者等への理解を深める教育を推進する。【82】

47 文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。【112】

48 犯罪被害者を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラー等やスクールソーシャルワーカーの適正な配置や資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。【96、114、246、247、248】

- 49 犯罪被害者を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラー等やスクールソーシャルワーカーの適正な配置や資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。【249】
- 50 学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、教職員に対する研修を支援する。【253】

V 厚生労働省

- 51 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に実施し、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する知識の普及・啓発を推進する。また、研修終了者名簿を作成し、都道府県・指定都市等の行政機関へ配布し、相談体制の充実を図っている。【79、80、81、82、88、96】
- 52 厚生労働省において、PTSD治療（保険診療に限る。）が障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に基づく自立支援医療（精神通院医療）の対象となることについて、自立支援医療制度の実施主体である都道府県等に対し改めて周知し、啓発を行う。【83】
- 53 厚生労働省において、病院等の医療機関の医療機能に関する情報を住民・患者に対して提供する制度を医療機能情報提供制度として運用している。この制度においては、PTSD等の各疾病の治療に対応可能な医療機関を検索することが可能となっており、引き続き制度の周知に努める。【83】
- 54 精神保健福祉センターにおいて犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援が適切に行われるよう、精神保健福祉センター長会議において必要に応じて犯罪被害者等に関する議題を取り上げる。【154】
- 55 厚生労働省において、高次脳機能障害が障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づくサービスの対象であるという更なる周知を行う。また、患者・家族からの相談への対応や普及啓発等を行う「高次脳機能障害支援普及事業」を実施する。【86、87】
- 56 児童相談所の夜間・休日における相談対応の充実に努める。【113】
- 57 児童虐待を受けた児童に対する医療ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関との協力・連携体制の充実に努める。【118】
- 58 厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の情報を周知させるとともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。【110、254】
- 59 厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応する。【111】
- 60 厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発の充実に努める。また、婦人保護施設における性犯罪被害者支援の現状についての実態を把握しつつ、全国婦人保護施設長連絡協議会や全国婦人保護施設指導員研究会の場を活用して職員の専門的な資質向上を図っていく

とともに、都道府県が実施する婦人相談所や婦人保護施設の職員、婦人相談員等を対象とした研修の取組を促進する。【159】

- 61 婦人相談所による一時保護が終了した後のDV被害等女性の自立支援について、DV被害者等自立生活援助モデル事業を通じ、その取組の効果等を検証する。【70】

VI 国土交通省

- 62 自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護を受けられる機会を拡充するため、療護施設機能一部委託病床を新たに関東西部地区に設置するとともに、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、その後の委託病床の立地等のあり方について検討を行う。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給や、短期入院・入所に係る助成を推進するとともに、介護料受給者宅を訪問して介護に関する相談や情報提供等を行う訪問支援の充実・強化を図る。【86】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

I 警察庁

- 63 警察庁において、同庁が実施している「医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備」モデル事業の結果を踏まえつつ、厚生労働省の協力を得て、医療機関において性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働き掛けを推進する。【165、166】
- 64 警察において、性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして医師に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報を提供する。【165、166】
- 65 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。【23、184、189、254、255】
- 66 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配付している外国語版の「被害者の手引」について、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布に努める。【23、184、189、254】
- 67 警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることに関して、遺族の理解と協力が得られるよう、さらに、適切な説明等が行われるよう対応に努めるほか、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対し、死者の臓器を適切に返還するための手続等を定める。【23、61、184、185、187、189】
- 68 警察において、検察庁と連携し、捜査上、留置の必要がなくなった証拠物件については、証拠物件の還付の方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努める。【187】
- 69 警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供するよう努める。また、犯罪被害者等の支援の必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図る。【23、130、136、184、189】
- 70 被害の届出に対しては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するよう努める。【207】

II 法務省

- 71 法務省において、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。【23】
- 72 法務省において、関係機関と連携し、検視及び司法解剖に関し、遺族に対する適切な説明及び配慮に努める。【61】

- 73 法務省において、関係省庁及び関係団体と調整の上、御遺族に対し、死者の臓器を適切に返還するための手続等について検討していく。【185】
- 74 法務省において、被害者の御遺族及び御家族の心情を踏まえ、捜査・公判に及ぼす影響等にも配慮しつつ、証拠品の還付等を行うとともに、必要に応じて、還付の時期及び方法等について説明を行っているところであり、引き続きその適切な運用に努める。【187】
- 75 法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努める。また、少年院送致処分を受けた加害少年の少年院における処遇状況等に関する事項について、引続き適切に情報提供を行う。【130】
- 76 法務省において、不起訴記録については、関係者のプライバシーを保護し、又は捜査・公判に対する不当な影響を防止するため、刑事訴訟法第47条により、原則として公開を禁じられているところであるが、被害者等の保護の観点から、客観的証拠については原則として閲覧を認めるという弾力的な運用を行っており、引き続きその円滑かつ適正な運用に努める。【193】
- 77 地方更生保護委員会において、仮釈放等を許すか否かの判断に当たって、犯罪被害者等の申出により聴取した意見等を考慮し、必要に応じて保護観察中の特別遵守事項に反映させているところ、仮釈放等の審理において、一層犯罪被害者等の意見がしんしゃくされるよう努める。【199】
- 78 法務省において、仮釈放等を許すか否かを判断する地方更生保護委員会委員を対象とした研修について、犯罪被害者等の意見を仮釈放等の審理に適切に反映させるための講義を実施しているところ、より一層犯罪被害者等の心情や現状に配慮した仮釈放等の審理がなされるよう、引き続き、研修内容の充実に努める。【200】
- 79 法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件をテーマとした科目の内容について一層の充実に努める。【157】
- 80 法務省において、犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促す等の措置を取る場合もあり、全件直ちに受理するということは必ずしも相当とはいえない場合もあるが、可能な限り迅速な対応に努める。【207】

第4 支援等のための体制整備への取組

I 内閣府（犯被）

- 81 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。【88、147、189、213、214、215、220、221、230、231、249、254、306、307、319】
- 82 内閣府において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認するとともに、市町村に対し、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置を要請する。また、既に総合的対応窓口を設置している地方公共団体も含めた全ての地方公共団体に対し、ホームページにおける犯罪被害者支援に関するサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民一般に総合的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請する。【249、306、325、327、328】
- 83 内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者支援分野における社会福祉士や臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。【88、249】
- 84 地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、内閣府において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行う。【214、215、220、221】
- 85 内閣府において、各都道府県内における市区町村の連携・協力の促進を図るため、都道府県による市区町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。また、地方公共団体をまたいで連携・協力が必要な事案が発生した際に備えて、各地方公共団体における犯罪被害者支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備し、地方公共団体間の情報の共有化を促進する。【269】
- 86 内閣府において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等）をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員のほか民間支援員も参加する研修の実施に努める。【227、289】
- 87 内閣府において、関係省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策のホームページを活用し、関係法令の整備、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文に

- よる情報提供を行うなど、その充実を図る。【254、262、263、264、325、327、330】
- 88 内閣府において、関係省庁及び犯罪被害者等の援助を行う民間団体等の協力を得て、犯罪被害者等の置かれた状況等を把握するための調査を実施する方向で検討する。【270、271】
- 89 内閣府において、犯罪被害者等の援助を行う民間団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものにあつては、その効果の波及性等も踏まえつつ、後援するほか、シンポジウム等の開催について、地方公共団体を始めとする公的機関に対して周知するとともに、SNS等の様々な媒体を活用し、広く一般に広報するなどし、民間団体の活動を支援する。また、関係省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策メールマガジン」を、配信を希望する犯罪被害者等の援助を行う民間団体に対しても配信するなどし、関係省庁や民間団体等における犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。さらに、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携・協力の充実・強化を働きかけ、地域における途切れることのない支援の実施を促進する。【262、331、332】
- 90 内閣府において、関係省庁の協力を得て、政府広報や内閣府犯罪被害者等施策ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性とともに、犯罪被害者等の援助を行う民間団体の意義・活動等を広報する。【262、264、287、307、319、323、325、327、328、329】

II 内閣府（犯被を除く）

- 91 内閣府において、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援に係るワンストップ・サービスの構築を推進するための必要な助言等を行う。【230、231】
- 92 都道府県の交通事故相談員については、刑事手続等の相談があつた場合、警察、検察、法テラス、被害者支援センター等の支援活動について教示できるよう、研修等の場において紹介していく。【239】
- 93 内閣府において、地方公共団体に対し、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく子ども・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、犯罪被害に遭つた子供・若者とその家族等への対応に関する施策も勘案するよう、周知する。【244】
- 94 内閣府において、暴力の被害実態等を把握する調査の中で、性犯罪被害の実態についても調査を実施する。【270】
- 95 内閣府において、暴力の被害実態等を把握する調査を実施する。【271】
- 96 内閣府において、累次の改正により拡充されている寄附税制の活用促進や特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の円滑な施行に努める。また、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人等も含めた、全国の特定非営利活動法人の情報を検索できるホームページの管理・運用を行うなど、市民活動に関する情報提供に努める。【287】

Ⅲ 警察庁

97 内閣府及び警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等）をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。

【52、227】

98 警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるように努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。【23、136、184、189、230、231、233】

99 警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。【136、189、233、234、235、236】

100 警察において、全国統一の相談専用電話「#9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮する。また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求や損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するとともに、死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日等や行政処分の結果についての問合せがあった場合に、行政処分担当課等から回答するなど、適切な対応に努める。

【23、136、184、189、249、257、306】

101 警察において、性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては当直等が対応した上で後に担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。【257】

102 警察において、指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関

係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要な知識等についての研修、教育等の充実に努める。【23、136、184、189、237、238、269】

103 警察において、少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による相談窓口の設置や、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等により、被害少年が相談しやすい環境の整備を図る。【136、189、306】

104 警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう、各都道府県警察を指導するとともに、好事例を勧奨する。【23、184、189】

105 警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による犯罪被害者等支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配付を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介する。【23、184、189、254、307】

106 警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。【23、136、184、189、254、257、306】

107 警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。【23、136、184、189、262】

108 外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合、当該犯罪被害者等の要請に応じて、在外公館（大使館、総領事館）を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報の提供を行うとともに、その他関連情報についても、当該犯罪被害者等からの要請に応じ、可能な範囲で提供するよう努める。また、警察において外務省と連携し、海外における犯罪の被害者に関する情報の収集に努めるとともに、日本国内の遺族等や帰国する被害者等に対する支援に努める。【23、48、184、189、268、269】

109 警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に

対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。【52、111、147、148、149、150、151、152、154、161、306】

110 警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努める。【189】

111 警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。【189】

112 内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。【189、287、323、325、327、328】

113 警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携の一層の強化を図る。【189、238、288、289、291】

114 都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対して改善命令を始めとする指導を行う。その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。【189、288、289、291】

IV 法務省

115 法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実を図る。【233】

116 法務省において、人権相談に際しては、犯罪被害者からの相談に限らず、相談者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修の充実に努めていく。また、法務大臣により委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員に対しては、新任委員に対する委嘱時研修をはじめとする各種研修を通じて、犯罪被害者を含む人権問題全般に対して適切に対応できるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努める。【147、152、154】

117 法務省において、人権相談及び人権侵犯事件の調査に当たる職員、人権擁護委員の研修の充実を図る。また、「子どもの人権110番」や「子どもの人権SOSミニレター」など、子どもの人権を守るための取組について、その趣旨や内容を周知するため、広報活動の一層の充実を図る。【245】

118 法務省において、引き続き「インターネット人権相談受付窓口」について周知を図るとともに、相談者がより利用しやすいよう改善に努める。【249】

119 法務省において、人権擁護機関が実施する人権相談、人権侵犯事件の調査救済制度について、引き続き、周知を図る。また、人権相談に際して、相談者の置かれた

立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修の充実に努めていく。【306】

- 120 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等の関係機関と連携して、同センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度、弁護士会において行われている被害者支援に関する研修等について、情報交換や協議の場を設ける。また、犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、プライバシー保護の措置等の二次的被害の防止のための方策等の研修を実施する。【19、20、127、129、130、131、132、147、150、152、249、306】
- 121 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援に精通している弁護士の増加に努め、被害者の個別の状況に応じた必要なサービスが提供できるよう、そのような弁護士の紹介体勢の整備に努める。【258、259、260】
- 122 日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図り、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【262、307】
- 123 日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図り、また、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設ける。【154】
- 124 法務省において、犯罪被害者等の要望に基づき、保護観察所が犯罪被害者等の援助を行う民間の団体と連携して適切な情報提供を行っているところ、引き続き、自助グループを含めた関係機関・団体等の紹介等、適切な情報提供に努める。【262】
- 125 法務省において、保護観察所に配置されている被害者担当官及び被害者担当保護司の協働態勢の下、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴し、そのニーズに応じて、適切な関係機関・団体等への紹介を行うなどしているところ、今後も関係機関・団体等と連携して支援内容の充実に努める。【249】
- 126 法務省において、保護観察所の被害者担当の保護観察官及び保護司による協働態勢の下で、犯罪被害者等の支援について、関係機関・団体等との連携・協力を深めるなどし、より一層適切な支援の実施に努めるとともに、被害者担当保護司の役割を含む更生保護における犯罪被害者等施策の周知に努める。【265】
- 127 法務省において、更生保護官署職員及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等やその支援に携わる者による講義等を実施することにより、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修を実施しているところ、今後も引き続き研修内容の充実に努めていく。【96、150、154、306】
- 128 法務省において、更生保護官署職員及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対する研修の中で、犯罪被害者等やその支援に携わる者による講義等を実施することにより、犯罪被害者の置かれている現状や心情等への理解を深めているところ、今後も引き続き研修内容の充実に努め、二次被害の防止を徹底する。【147、152】

129 法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対して、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義の実施等、犯罪被害者の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実にを行うことを目的とした研修を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実を図る。また、被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司による協働態勢の下、犯罪被害者等の支援について、関係機関・団体等との連携・協力を深めるなどし、より一層適切な支援の実施に努める。【266】

130 法務省において、性犯罪被害者、子ども、障害者、外国人等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、各種犯罪による被害の動向及び犯罪被害者に関する各種施策についての調査を行う。【270、271】

V 文部科学省

131 独立行政法人教員研修センターにおいて実施している「健康教育指導者養成研修」等を通して、養護教諭をはじめ教職員に対しては、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童生徒への心のケアなどに対する理解や対応といった内容について研修を行っている。今後も内容に関して、必要に応じて検討していきたい。【252】

VI 厚生労働省

132 児童虐待防止対策に関する必要な調査研究を実施する。【270】

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

I 内閣府（犯被）

- 133 内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。また、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。【319、325】
- 134 内閣府において、関係省庁のほか、犯罪被害者支援に関わりの深い医療、福祉、教育、法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対して積極的に犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性等に関する広報啓発を実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。【88、319】
- 135 内閣府において、犯罪被害者等に関する国民の意識について実態把握を行い、犯罪被害者支援に対する国民の関心を高めるよう、学校や民間企業等の協力を得るなどし、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援の重要性等について、効果的な広報啓発を行う。また、犯罪被害者支援に関する標語を広く募集するなどし、国民が犯罪被害者支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、訴えかけたい対象等に応じた効果的な広報啓発ができるよう、幅広く民間企業等に協力を要請する。【309、319】
- 136 内閣府において、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その概要をインターネット等で国民向けに情報提供する。【152】
- 137 内閣府において、犯罪被害者等に関する調査研究を実施した場合には、当該調査の結果について、犯罪被害者等への理解を深めるための広報啓発に活用する。【276】
- 138 内閣府において、犯罪被害者白書及び交通安全白書における交通被害者に関する統計について、掲載の充実を図る。【335】

II 内閣府（犯被を除く）

- 139 内閣府において、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係省庁、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力し、広報啓発活動を実施する。また、暴力被害者に対する支援情報等をホームページ等で提供する。【323、324、325】
- 140 内閣府において、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」で、ポスター等を作成し、被害者支援に関する情報の周知を図るとともに、被害者支援に関する情報等をホームページに掲載する。また、若年層向けのパンフレットの配布等を通じ、暴力の被害者にも加害者にもならないための取組を推進する。【254】
- 141 内閣府において、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」で、ポスター等を作成するとともに、メディアを通じた広報も実施する等、啓発活動を一層促進する。また、暴力被害者に対する支援情報等をホームページ等で提供する。【249】

- 142 内閣府において、「女性に対する暴力をなくす運動」等の広報啓発を実施するとともに、暴力被害者に対する支援情報等をホームページ等で提供する。【327】
- 143 内閣府において、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないようにするため、若年層に対する予防啓発を拡充する。【328】
- 144 交通安全白書において、交通事故負傷者数の重傷・軽傷の内訳を掲載し、統計データの充実を図っていく。【335】

Ⅲ 警察庁

- 145 警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成等に努めるほか、広く国民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。【189、309、310、311、316】
- 146 警察庁において、スマートフォン等からのアクセスが可能な媒体を始めとする各種広報媒体を活用し、少年の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努める。【327】
- 147 警察庁において、各都道府県警察に対し、民間被害者支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を促進するよう指導する。【189】
- 148 警察庁において、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等支援施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努める。【189】
- 149 関係省庁において、諸外国の犯罪被害者支援に係る各種施策等を調査した場合には、当該調査の結果について、犯罪被害者支援への理解を深めるための広報啓発に活用する。【276】
- 150 警察において、国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図れるよう、事故類型、軽傷・重傷の別、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知を図る。【335】

Ⅳ 法務省

- 151 法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由などを傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。【309】
- 152 法務省において、諸外国における犯罪被害者等に関する法制度や各種施策の調査を必要に応じて実施し、国民に提供すべきものがあるときは、その調査結果等を公表する。【276】

153 日本司法支援センターにおいて、様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、ソーシャルネットワーキングサービス等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。【327、328】

V 文部科学省

154 文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。【245、309、312、313】

VI 厚生労働省

155 厚生労働省において、児童虐待の範囲、現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知させるため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスター等の作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。【264、327】